

学ほし  
介護のコツ  
+プラス

高齢者の住まいは入居条件や生活環境、介護サービスなどで違いがある。人によっては複数の選択肢があり、迷うこともあるだろう。今回は1月下旬に連載した「高齢者の住まい」の番外編として、高齢者の住まい選びの相談に応じている一般社団法人あんしん住まいサポロ(札幌)代表の篠塚正徳さん(74)に住まいの特徴などを教えてもらった。

高齢者の住まいは主に、入居する人の健康状態や要介護度、収入などによって選ぶこととなります。いまは元気でも、将来的に介護が必要になった場合を見据えて選ぶことが大切です。

住まいによって、介護サービスの提供形態は異なります。特別養護老人ホーム(特養)や介護老人保健施設(老健)、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム、「特定施設」の指定を受けたケアハウスとサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)では職員による介護が受けられます。対して、住宅型有料老人ホームや「特定施設」の指定を受けていないケアハウスとサ高住では、入居者が介護事業者と契約してサービスを受けます。事業者は自由に選べます。ただ、住宅型有料老人ホームやサ高住の多くは介護事業所が併設されており、そこを利用する入居者も多いのが実態です。

入居対象となる要介護度の範囲も住まいによって異なる

## 高年齢者の住まい 番外編 提供サービスの違い確認を

### 高齢者の住まいの種類と特徴

種類	入居条件	特徴	介護
特別養護老人ホーム(特養)	常に介護を必要とし、在宅生活が困難な人。原則要介護3以上	日常生活の世話を重視した生活施設。個室と多床室がある「一般型」と、全個室で10人程度を1単位とする「ユニット型」がある	職員による介護
介護老人保健施設(老健)	病状が安定し入院治療の必要がない、要介護1~5の人	リハビリなどを行い、自宅や特養などの生活施設への復帰を目指す。入所期間は一般的に3カ月が目安	職員による介護
認知症グループホーム	認知症の診断を受けた要支援2以上の入居者	入居者5~9人を1ユニット(単位)とし、家庭的な雰囲気の中で共同生活を送る。日常生活を通じた機能訓練も	職員による介護
介護付き有料老人ホーム	おおむね60歳以上。自立~要介護者(※1)	食事の提供、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供。居室は1人あたり原則13平方メートル以上	職員、または委託先の介護事業所による介護
住宅型有料老人ホーム	おおむね60歳以上。自立~要介護者(※1)		外部サービスを利用
ケアハウス(軽費老人ホーム)	身体不安や家庭の事情で、自宅での生活が困難な60歳以上の人。自立~要介護者(※1)	自発的な生活を大切に。入居時には自立した生活を送ることができる人が多い。費用も比較的安い	外部サービスを利用(※2)
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	おおむね60歳以上。自立~要介護者(※1)	安否確認と生活相談のサービスが付いた賃貸住宅。その他のサービスはさまざま。居室は原則25平方メートル以上でバリアフリー構造	外部サービスを利用(※2)

※1 施設・住宅によって範囲は異なる  
※2 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は、職員や委託先の介護事業所による介護サービスが受けられる

## 入居対象、要介護度、契約形態

り、事前に確認することが大切です。特養は要介護3以上、認知症グループホームは認知症の診断を受けた要支援2以上、事前に確認することが大切で、住まいによっては、要介護度が高くなったり、認知症の症状が進んだりした場合、退去を求められることがあります。運営者には要介護度ごとの入居者数や、これまでのみ



しづか・まのり 札幌市出身、小樽商科大卒。大正海上火災保険現二井住友海上火災保険、勤務などを経て、2013年からあんしん住まいサポロ事務局長、16年から現職。

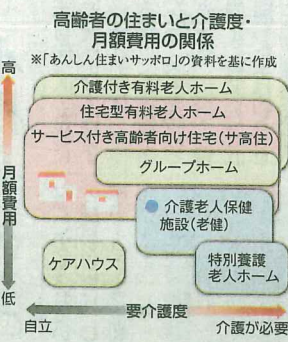
サービス内容が似た住まいとして、よく相談が寄せられるのが、住宅型有料老人ホームとサ高住です。それぞれ居室は全て個室で、介護は外部サービスを利用する点などが共通です。

大きな違いは契約形態です。有料老人ホームの多くは「利用権方式」と呼ばれ、居室とサービスを一体として提供する契約です。一方、サ高住は一般の賃貸住宅と同じ「建物賃貸借契約」で、家賃を支払うことで部屋を借りる契約です。

この違いは退去条件に影響します。例えば入院などで長期間空室にする、賃貸借は家賃さえ払えば部屋を借り続けることができず、利用権では退去を求められることがあります。

住まいを選ぶときには、①入居時の健康状態の月額費用の支払い能力②譲れない条件を明確にし、少なくとも3カ月以上の住まいを見学するようにしましょう。コロナ下で見学が難しいようでも、運営者に疑問点を尋ねてください。

入居申し込みは、それぞれの施設や住宅で受け付けます。地域によって受け付けがあるかは、地域包括支援センターや市町村の高齢者福祉担当などに尋ねたり、病院のソーシャルワーカーに相談するとよいでしょう。札幌では、札幌市居住支援協議会が開設している相談窓口「みな住まいの札幌」(011-2210-6224、平日午前10時~午後4時、事前予約制)で住宅情報の紹介などを行っています。



今回は今月下旬に、高齢者の転倒予防について、専門家の話を紹介する予定です。